

国海安第 173 号の 2
平成 19 年 3 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正について

標記について、下記告示が平成 19 年 3 月 1 日付けで公布されましたので、その概要及び関係資料を送付致します。つきましては、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶の防火構造の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成 19 年国土交通省告示第 250 号)

船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正について

平成 19 年 3 月
海事局安全基準課

1. 改正の背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために策定された、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)が発効しており、我が国もこの条約の締約国である。

2006 年 12 月に、国連の専門機関である国際海事機関において、タンカーの貨物エリアに面する窓の条約要件の不整合を解消するための SOLAS 条約附属書第 2 章の改正が採択された。

本改正は、全締約国の 1/3 以上の締約国の異議通告又は異議通告をした締約国の商船船腹量合計が世界の商船船腹量の 50%を超えない限り、2008 年 7 月 1 日に発効することとなるが、当該改正内容を早期に適用することを締約国に要請する文書が国際海事機関により回章されていることも踏まえ、条約改正の発効予定日に先立ち、船舶の防火構造の基準を定める告示において所要の改正を行う。

2. 改正案の概要

船舶の防火構造の基準を定める告示第 33 条第 3 項第 2 号の規定により、船楼又は甲板室の貨物エリアに面する部分の前端から船の長さの 1/25 又は 3m のいずれか大きい方の距離の範囲にある側壁の窓については、A60 級の A 級仕切りと同等の保全性を有する窓を要求していたところ、同項第 1 号により A60 級の防熱を施すことが要求される部分(船楼又は甲板室の貨物エリアに面する前端から後方へ 3m の間の部分)以外の部分に設ける窓にあつては、A0 級の A 級仕切りと同等の保全性を有する窓とする、船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正を行う。

3. その他

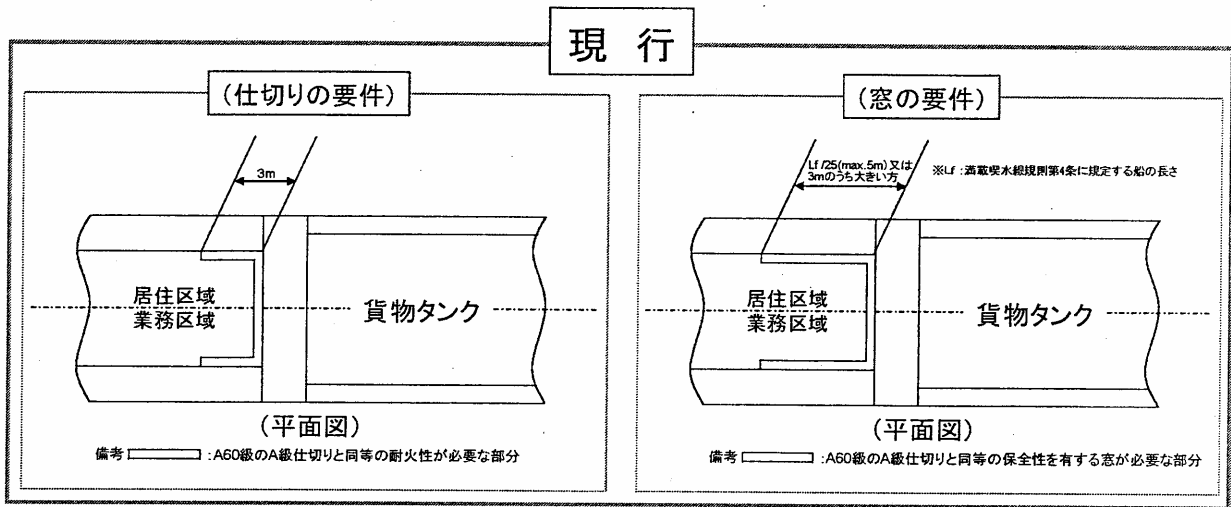
公 布：平成 19 年 3 月 1 日

施 行：公布の日

タンカーの貨物エリアに面する窓の要件の改正概要

現行規則では、船楼又は甲板室側壁の前端から後方へ3mの範囲にある囲壁には、A60級の防熱を施すことを要求している一方、船楼又は甲板室側壁の前端から後方へ船の長さの25分の1(5mを超える場合には5m)又は3mのうちいずれか大きい値の間の部分に窓を設ける場合には、A60級のA級仕切りと同等の安全性を有する窓を要求しているため、A60級の防熱が要求される範囲が仕切りと窓で不整合

以上を踏まえ、船楼又は甲板室側壁の前端から3mまではA60級の防熱とし、これを超える部分に窓を設ける場合、A0級のA級仕切りと同等の安全性を有する窓とする内容のSOLAS条約附属書第2章の改正を採択



仕切りと窓の要件の
不整合を解消

